

桑名市桑部地区人権啓発推進会規約

(名称)

第1条 本会は、桑名市桑部地区人権啓発推進会(以下「推進会」という。)と称する。

(目的)

第2条 推進会は、同和問題などあらゆる人権問題に対し、住民一人ひとりが自らの人権意識を高め、お互いの人権を尊重しあう差別のない明るい桑部ならびに桑名の実現をめざした啓発を、市民運動として積極的に推進することを目的とする。

(事業)

第3条 推進会は、前条の目的を達成するため、行政機関と連携して次の事業を行う。

- (1) 人権尊重意識の高揚に関すること。
- (2) 人権に関する研修会・講演会・講座に関すること。
- (3) 人権相談に関すること。
- (4) 人権に関する各種研究資料の収集および調査に関すること。
- (5) 人権に関する啓発冊子および広報等の発行に関すること。
- (6) その他、人権に関する事業

(組織)

第4条 推進会は、桑部地区で本会の目的に賛同する者を会員とし組織する。

- 2 推進会は、市職員に対し、前条の事業を円滑かつ効果的に推進するため助言協力する立場で参加することを依頼することができる。

(役員)

第5条 推進会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 (1名)
- (2) 副会長 (2名)
- (3) 事務局長 (1名)
- (4) 監事 (2名)
- (5) 顧問 (1名)
- (6) 推進委員 (20名程度)

(役員を選出および任期)

第6条 会長は、役員会において推薦し、総会で承認を受ける。

- 2 他の役員は第4条第1項に規定する中から会長が委任する。
- 3 役員任期は1年とする。(総会から総会まで)ただし、再任は妨げない。

(役員の仕事)

第7条 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 事務局長は、会の庶務事務・会計事務を処理する。
- 4 監事は、会の会計を監査し、総会に報告する。
- 5 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。
- 6 推進委員は、それぞれ本会の事業について協議し、推進する。

(会議)

第8条 推進会に、次の会議を設ける。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総 会)

第9条 総会は、毎年1回開催し会長が招集する。ただし必要に応じて臨時会を開催することができる。

2 総会の議長は、会長をもって充てる。

3 総会の議事は、出席者の過半数でもってこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 総会に付すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 事業報告および決算の承認に関すること。

(2) 事業計画および予算に関すること。

(3) 役員 of 承認に関すること。

(4) 規約の変更に関すること。

(5) その他、必要な事項の決定に関すること。

(役 員 会)

第10条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

2 役員会に付すべき事項は次のとおりとする。

(1) 会務の執行に関すること。

(2) 総会に付すべき事項に関すること。

(3) 総会から委任された事項に関すること。

(4) 予算の補正に関すること。ただし、役員会を開催するいとまがないときは、会長の専決により行うことができる。

(5) その他、必要な事項に関すること。

3 前条の第2項および第3項の決定は、役員会について準用する。

(部 会)

第11条 推進会に、各分野において独自の人権啓発活動を行なうため、部会を置くことができる。

(経 費)

第12条 推進会の経費は、桑名市の補助金及びその他の収入をもって充てる。

(事 務 局)

第13条 推進会の役員が、市主催の会議、視察及び街頭啓発活動に出席した場合は、当該出席者に対して、予算の定める範囲内で費用を支給する。

(事 務 局)

第14条 事務局は、桑部まちづくり拠点施設内におく。

(会 計 年 度)

第15条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規 約 の 改 正)

第16条 この規約について、改正の必要が生じたときは、総会に諮り改正することができる。

附 則 この規約は、平成12年10月18日から施行する。

この規約は、平成13年4月4日から施行する。

この規約は、平成14年4月10日から施行する。

この規約は、平成15年4月9日から施行する。

この規約は、平成23年4月12日から施行する。

この規約は、平成30年4月19日から施行する。

この規約は、令和8年5月16日から施行する。